

老親扶養規範意識と地域特性

—地域の家族構造が及ぼす影響について—

中西 泰子
(相模女子大学)

【要旨】

本論の目的は、老親扶養規範意識に及ぼす地域特性の影響を確認することである。老親扶養の地域的背景については、特に親との同居という側面において、実態面および意識面のどちらにも地域による違いが見られ、西南日本地域と大都市圏地域では核家族世帯志向が強く、東北・北陸・中国地域では非核家族世帯志向が強いことが指摘されてきた(清水 1992)。さらに、都市規模や人口規模による影響も想定される。

一方、近年になって老親扶養は、親子兄弟の情緒的つながりや状況適合性によって規定されるようになりつつあり(森岡 1993)、老親扶養に関する規範も「ご都合主義的な規範」(直井 1993)であると指摘されている。すなわち、個人がどのような状況にあるかによって、表明される規範意識が異なると考えられる。

地域特性が個人の意識に及ぼす影響を検討にあたっては、地域による違いが、個人属性による違いに回収されるものなのか、それとも地域特性独自の影響が確認されるのかを確認する必要がある。よって本論では、マルチレベル分析によって個人レベルの属性と地域レベルの特性が及ぼす影響を検討する。なお、地域レベルの特性としては、75歳以上人口比率と75歳以上別居率を用いる。

キーワード： 老親扶養規範意識、家族構造、75歳以上人口比率、75歳以上別居率

1. 地域特性が個人の規範意識に及ぼす影響

人がどのような意識を持つかは、その人の個人的属性のみに規定されるのか、それともある地域に住んでいることによって何らかの影響を受けるのだろうか。地域によってふさわしいとされる行動様式が異なることは想定されうるが、こうした地域的背景は個人の意識をどのような形で、どの程度規定しているのだろうか。果たして、人々の意識に地域差が見られる場合、その差は個々人の状況に還元しえない地域独自の効果なの、また地域によって意識が異なる場合、その違いは地域のどのような性質によってたらされたものなのだろうか。

本論では、子世代と同居する割合が高い地域に住んでいることによって、個人の老親扶養に関する規範意識は強まるのかどうかを検討する。なお、地域特性の影響を把握するにあたっては、地理的境界区分の影響と都市規模や人口規模からみた地域特性の影響が考えられるが、本論では前者の地域特性、すなわち地理的境界区分の影響にとくに着目する。

2. 想定される諸要因

2.1 地域特性の影響

本論では老親扶養に関する規範意識を取りあげるが、先行研究の検討においては、親との居住関係なども含めて老親扶養と地域特性との関連性を確認する。

先述のように地域特性の把握については、地理的境界区分による把握と都市規模や人口規模による把握が考えられる。まず都市規模との関連では、老親扶養規範意識が伝統的意識だとすると、都市化の進展によって規範意識が薄れていくと考えられる。そうだとするならば、都市規模が大きい地域に住んでいる人ほど老親扶養規範意識が弱いと考えられる。有配偶子の同居確率との関連では、都市規模が大きいほど同居確率が低くなることが指摘されている（田渕・中里 2004）。また、老後の親への援助意向についても、都市規模との関連が指摘されている（横山 2001; 中西 2011）。

地理的境界区分については、家族構造にみる地域性について検討した清水の一連の研究が知られている。清水によれば家族構造とは、家族生活はどうあるべきかに関する観念である（清水 1996）。家族内の優位的ダイアッド、役割構造、権威構造、意識構造などからなるであろう家族構造の地域指標として、高齢者がどのような家族で生活を営んでいるかが用いられている。以降本論においても、家族構造という用語の定義および操作化において清水の定義・指標を参照する。

清水（2000）は、各都道府県の高齢者の別居率と人口比率の組み合わせによって、「鹿児島・高知型（老年人口比率高／高齢者別居率高）」「山形・新潟型（老年人口比率高／高齢者別居率低）」「東京・大阪型（老年人口比率低／高齢者別居率高）」「茨城・滋賀型（老年人口比率低／高齢者別居率低）」の4区分を示した。老年人口比率と別居率がともに高い「鹿児島・高知型」は夫婦家族制＝別居制の西南日本型社会であり、老年人口比率は高いが別居率が低い「山形・新潟型」は直系家族制＝同居制の東北・北陸型社会と位置づけられている。清水は、意識との関連についても都道府県レベルでの検討を行い、西南日本において核家族志向が弱いという傾向を確認している（清水 1992）。また田渕・中里（2004）は、西南日本地域に居住している場合、東北・北陸地域に居住している場合よりも有配偶子との同居確率が高まることが示された。こうした関連性は規範意識の次元においても確認されうるのか否かを本論の分析において検討していきたい。

2.2 個人属性の影響

本論の主たる目的は地域特性の影響の検討であるため、個人属性は統制のために用いるが、その変数選択には課題も多い。親孝行の観念や家規範が薄れた中で、老親扶養規範を支持する人々はどのような人々であるのかは、まだ十分に検討されているとは言い難い。老親扶養は、「父子継承ラインをめぐるかつての規範が解体したまま、新しい規範が創造されることなく、状況適合的に、あるいは親子きょうだいの人間関係のありように流される

形」(森岡 1993) になりつつあると言われている。規範意識は人々の行動を一律に規定するというよりも、各自の状況に都合のよいように「ご都合主義的に」(直井 1993) 使い分けられるものとなりつつあるともいわれる。そのような状況であるとするならば、老親扶養規範の支持層を伝統的規範の支持層として単純に想定することは難しく、個人属性の影響も複雑なものになっていると考えられる。

老親扶養意識とその規定要因を検討した先行研究では、本人の出生順位(細江 1987)や家族関係満足感(細江 1987; 鄭 1988)、世代や年齢(東條 1982, 杉岡 1989, 才津 2001)との関連などが指摘されている。また要介護高齢者の暮らし方に関する意識の規定要因として、性別や本人年齢、学歴や非伝統的家族意識との関連が確認されている(田渕 2006)。成人子と親の居住関係については、きょうだい構成(西岡 2000) や学歴(田渕・中里 2004)との関連などが指摘されている。

本論では、先行研究を参考に、性別、年齢といった本人の基本属性に加え、学歴や職業といった社会的経済的地位に関する変数、きょうだい構成や親年齢、子の有無や配偶状態など親族状況や世帯構成に関する変数をとりあげる。

3. データ・変数

分析に使用するデータは NFRJ08 および H17 年国勢調査である。NFRJ08 は全国 1936~1980 年産まれの男女 9,400 人が調査対象とし、回収数は 5203 人だが、本論ではこのうち家族意識項目に含まれる老親扶養規範意識項目に回答している男女あわせて 5,129 人を分析対象とする。地域特性に関する変数のうち、都道府県レベルの変数のみ、H17 年国勢調査データを利用する。

被説明変数は、老親扶養規範意識とする。なお老親扶養規範意識の操作化、変数作成方法については 5 節で述べる。説明変数のうち、地域特性に関するものとしては、H17 年国勢調査から各都道府県の 75 歳以上別居率(75 歳以上親族を含む総世帯に占める核家族世帯+単独世帯の割合)と 75 歳以上人口比率を用いる。さらに都市規模との関連も検討する。個人属性については、性別、本人年齢、学歴(大卒ダミー)、就労形態(自営・家族従業ダミー)、配偶状態、子の有無、母年齢、親との同居、きょうだい構成(長子ダミー)を用いる。

4. 家族構造の地域性

まず、清水(1992, 1996) の分析にならって図 1 では、各都道府県の 75 歳以上人口比率と 75 歳以上別居率を示し、全国値を基準として 4 つの区分を提示している。全国値を基準とした 4 つの区分は、清水が 1990 年の国勢調査をもとに提示した結果(詳しくは本論 2 節)とほぼ同様の傾向を示している。まず山形県や新潟県など 75 歳以上人口比率が高く別居率も高い東北・北陸地域、東京都や大阪府など 75 歳以上人口比率が低く別居率が高い大都市

地域、鹿児島県や高知県など75歳以上人口比率と別居率がともに高い西南地域に区分できる。75歳以上人口比率と高齢者別居率がともに低い区分については明確にあてはまる都道府県が少ないが、滋賀や茨城、千葉、埼玉など都市近郊地域が含まれているところは変化していない。別居制の西南日本型社会と同居制の東北・北陸型社会という区分は、2005年時点においてもあてはまることが確認された。以降の分析では、こうした地理的分布における地域特性が個人の老親扶養意識に影響を及ぼすのか否かを検討する。

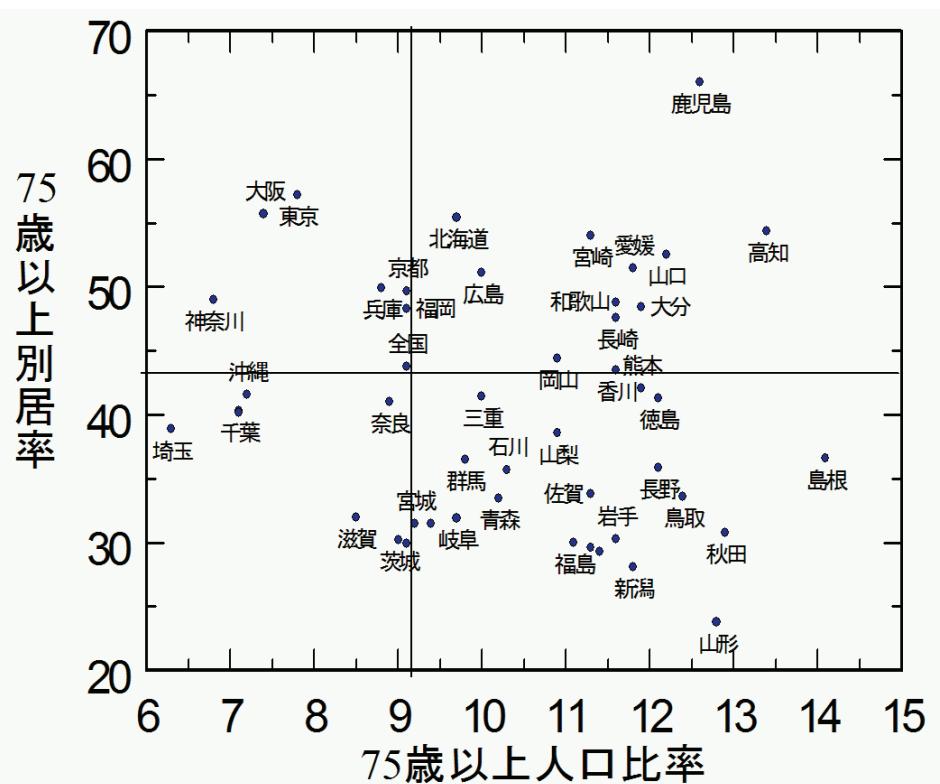


図1 各都道府県の75歳以上人口比率と別居率

5. 家族規範意識の構造：老親扶養規範因子の抽出

本節では、家族規範における老親扶養規範の位置づけを確認し、従属変数となる老親扶養規範意識を操作化するために、家族に関する規範意識（問8）の因子分析を行う。NFRJ08では、家族に関する規範意識を「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである（性別分業規範）」「子どもが3歳くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念すべきだ（三歳児神話）」「家庭を（経済的に）養うのは男性の役割だ（男性の稼得役割規範）」「夫婦は、お互いの同意があれば、入籍しなくてもかまわない（事実婚容認）」「結婚しても、必ずしも子どもをもつ必要はない」「結婚しても、相手に満足できないときは離婚すればよい（離婚容認）」「親が年をとって、自分たちだけでは暮らしていくなくなったら、子どもは親と同居すべきだ（老親同居規範）」「年をとって収入がなくなった親を扶養するのは、子どもの責任だ

(老親経済的扶養規範)」「親が寝たきりなどになった時、子どもが介護するのは当たり前のことだ(老親介護扶養規範)」の9項目で把握している。この9項目を用いた因子分析(主因子法、斜交プロマックス回転)の結果を表1に示した。表中の数値は因子負荷量であり、数値0.5以上のものを太字で表記している。

表1 家族規範意識の因子分析の結果

	因子		
	1	2	3
性別分業規範	-.020	.747	-.009
三歳児神話	.003	.658	.007
男性の稼得役割規範	.029	.736	.007
事実婚容認	-.014	-.024	.642
かならずしも子どもを持つ必要はない	-.022	-.009	.711
離婚容認	.050	.036	.529
老親同居規範	.655	.073	.037
老親経済的扶養規範	.870	-.051	.005
老親介護扶養規範	.777	-.006	-.026

分析の結果、3つの因子が抽出された¹。第1因子は老親との同居、経済的扶養、介護に関する項目の数値が高いため「老親扶養規範因子」と名づける。第2因子は性別役割に関する項目の数値が高いため「性別分業規範因子」と名づける。第3因子は事実婚や子どものいない夫婦の存在や離婚を容認する項目の数値が高いため「家族の個人化因子」と名づける。伝統的な家規範においては、性別分業規範も老親扶養も一枚岩として機能していたと考えられるが、現在では異なった規範として認識されていることが伺える。また家族の個人化を容認する意識が、老親扶養を否定する意識と同一ではないことも示唆された。

因子分析の結果、老親との老親同居規範、老親経済的扶養規範、老親介護扶養規範の3つの変数が同一因子を形成していることが確認された。そのため、以降の分析では老親扶養に関する3変数を個別に扱うのではなく、あわせて従属変数として用いる(なお従属変数として用いる際には、3変数を用いた主成分分析を行い、その主成分得点を用いる)。

6. 老親扶養規範意識の地域差

まず老親扶養規範意識が都道府県によって異なるのか否かを分散分析によって確認した

¹ 因子数は、固有値1以上(カイザーベース)を用いて決定した。

結果、都道府県による規範意識の違いは 1% 水準で有意であった（最小値 -0.34 最大値 0.39、F 値 1.92）。

次に地域レベルの特性と老親扶養規範意識との関連を確認する。そのために、都道府県ごとの 75 歳以上別居率や 75 歳以上人口比率と、先に算出した老親扶養規範意識の主成分得点の都道府県ごとの平均値の間の相関分析を行った。その結果、老親扶養規範意識と別居率の相関係数は -0.29、75 歳以上人口比率との相関係数は -0.02 であった。75 歳以上人口比率との関連はほとんど見られないが、別居率については老親扶養規範意識と一定の負の関連が見られる。

なお、都道府県レベルの 75 歳以上別居率と老親扶養規範意識との関連について図示したものが図 2 である。後期高齢者の別居率が高い地域ほど老親扶養規範意識が弱いという傾向が見られる。ただし、東北・北陸型の典型といえる山形県と西南日本型の典型といえる鹿児島県がほぼ同程度の老親扶養規範意識の強さを示している。個人属性を含めて他の条件を統制した上で、改めて両者の関連性を検討する必要があるといえる。個人の規範意識に地域特性が与える影響を特定するためには、地域レベルの影響と個人レベルの影響を適切に統制する必要がある。よってまず次節において個人属性と老親扶養規範意識の関連を確認する。その上で次々節において、マルチレベルモデルを用いて地域レベルの特性の影響と個人レベルの属性の影響を検討し、個人の老親扶養規範意識の規定要因を探る。

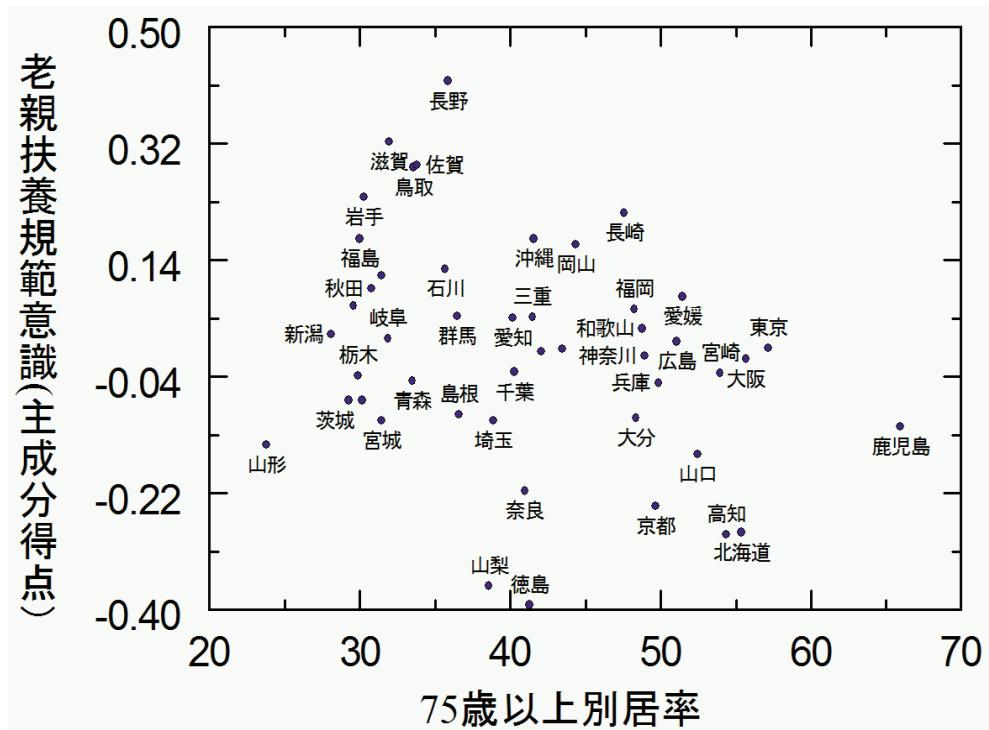


図 2 老親扶養規範意識と 75 歳以上別居率との関連

7. 老親扶養規範意識と個人属性との関連性

表2では、個人属性に関する各変数と老親扶養意識との関連性を示している。傾向を概観すると、まず女性よりも男性の方が、年代が若い方が、そして大卒以上の場に規範意識が強い。また就労形態では自営・家族従業の人が最も規範意識が強い。有配偶である場合や子どもがいる場合や、母親が65歳未満あるいは前期高齢者である場合に規範意識が弱い。親と同居している場合には規範意識が強い。きょうだい構成は、長男・長女といった長子である場合に規範意識が強い傾向が見られる。

表2 個人属性と老親扶養規範意識との関連

性別			本人年代					学歴			
男性	女性	F値	20-30代	40代	50代	60-70代	F値	大卒以外	大卒	F値	
平均値	0.12	-0.11	71.96 ***	0.18	0.08	-0.09	-0.14	31.4 ***	-0.02	0.08	10.2 **
N	2411	2718		1284	1109	1240	1496		3990	1071	
配偶状態			母年代					親同別居			
無配偶	有配偶	F値	母なし	母65歳未満	母65-74歳	母75歳以上	F値	親別居	親同居	F値	
平均値	0.23	-0.06	80.51 ***	-0.13	0.2	0.14	-0.05	31.8 ***	-0.08	0.18	77.7 ***
N	1121	4006		1851	901	941	1245		3577	1552	
就労形態						子の有無					
経営者・役員	常勤雇用	臨時雇用	自営業・家族従業	F値		子無し	子有り	F値			
平均値	-0.01	0.04	-0.1	0.06	7.66 ***	0.33	-0.08	139.99 ***			
N	216	2732	1376	656		945	4146				
きょうだい構成						都市規模					
長男	長女	次三男	次三女	F値		18大都市	10万人以上の市	その他地域	F値		
平均値	0.18	0.08	-0.14	-0.09	26.7 ***	-0.05	0.01	0.02	2.55 +		
N	953	1458	1060	1658		1216	2132	1781			

+p<.1, *p<.05, **p<.01, ***p<.001

8. 老親扶養規範意識の規定要因分析

表3は、マルチレベル分析の結果を示したものである²。モデル1は独立変数を投入していないモデル（ヌル・モデル）、モデル2は地域レベル（Level1）の変数は投入せず、個人レベル（Level2）の変数のみを投入したので、モデル3は、モデル2に地域レベルの変数として、75歳以上別居率と75歳以上人口比率を加えたものである。

まずモデル1（ヌル・モデル）のLevel2分散が有意であることから、都道府県単位で老親扶養規範意識には一定の差があるといえる（ただしICCを確認するとその数値は小さいものである）。

² なお分析にはHLM6.08を用いた。

ついでモデル2は、個人属性の変数のみを投入したモデルである。その中で老親扶養規範意識との関連性が確認された変数は、性別、就労形態（自営・家族従業ダミー）、子の有無、配偶状態、母年齢、親との同居である。また女性よりも男性、自営・家族従業である場合、子どもがいない場合やむ配偶である場合や親と同居している場合に、規範意識が強い傾向があった。

さらにモデル3では、地域レベルの変数として投入した75歳以上別居率が有意であり、別居率が高いほど老親扶養規範意識が弱まるという傾向が見られる。またモデル3のICCを確認すると、モデル1やモデル2より若干小さくなっていることから、75歳以上別居率が都道府県による違いの一部となっていると考えられる。

表3 老親扶養規範意識の規定要因

		モデル1 N=5129 Coef. S.E.	モデル2 N=4814 Coef. S.E.	モデル3 N=4814 Coef. S.E.
Level1	定数	0.007 0.020	0.005 0.019	0.010 0.022
	性別(女性=1,男性=0)		-0.235 0.030 ***	-0.235 0.030 ***
	年齢		-0.002 0.002	-0.002 0.002
	大卒ダミー		-0.017 0.031	-0.017 0.031
	自営・家族従業ダミー		0.106 0.035 **	0.108 0.034 **
	子有りダミー		-0.223 0.057 ***	-0.225 0.057 ***
	有配偶ダミー		-0.153 0.035 ***	-0.154 0.035 ***
	母65歳未満		0.142 0.059 *	0.140 0.059 *
	母前期高齢者		0.146 0.062 *	0.145 0.062 *
	母なし		-0.042 0.035	-0.044 0.035
	基準:母後期高齢者		-	-
	親同居ダミー		0.090 0.036 *	0.083 0.036 *
	長子ダミー		-0.026 0.026	-0.025 0.026
	18大都市		-0.059 0.036	-0.047 0.037
	10万人以上の市		-0.007 0.035	-0.003 0.035
	基準:その他地域		-	-
Level2	75歳以上別居率			-0.003 0.022 *
	75歳以上別居率			0.000 0.010
	Level2分散	0.0089 ***	0.0090 ***	0.0082 ***
	Level1分散	0.9921	0.9310	0.9318
	逸脱度	14548.67	13411.23	13425.49
	ICC(%)	0.89	0.95	0.87

+p<.1, *p<.05, **p<.01, ***p<.001

9. 「ご都合主義的」な傾向と地域特性の影響

本節では前節での分析結果を中心に、これまでの分析結果について考察する。まず個人属性が老親扶養規範意識に及ぼす影響について考察した上で、地域レベルの変数が及ぼす影響について考察する。

9.1 「ご都合主義的」な老親扶養規範

個人レベルの変数のうち、男性の規範意識が強いという結果は、先行研究においても確認されてきた。老親扶養規範意識には老親介護に関する変数が含まれており、女性は男性よりも介護の実際的な担い手となりやすい。女性は老親との同居やそれに伴う介護にまつわる負担をより現実的に考えるため、男性よりも老親扶養規範に対して懐疑的な傾向を持っていると考えられる。また、現実感や切実さが相対的に低いと考えられる人々の方が規範意識が強いという傾向は、後期高齢者の母親を持っている人は、そうでない人よりも規範意識が弱いという結果にも見出せる。

そして、有配偶であったり子どもがいる場合に規範意識が弱まるという結果からは、定位家族と生殖家族の競合関係と生殖家族の優先順位の高さが伺える。老親扶養は「状況適合的」に選択されるものとなりつつあると位置づけられているが、その「状況」には子の生殖家族の状況が含まれているようである。そして、夫や子どもがおり、生殖家族の都合を考慮する必要がある「状況」に置かれている人の老親扶養規範意識が低いという傾向は、現在の日本の老親扶養規範意識の「ご都合主義的」(直井 1993) な性質を示唆しているといえよう。

9.2 地域特性の影響

先行研究（清水 1992）では都道府県レベルの分析において老親扶養規範意識と高齢者人口比率および別居率との関連が指摘され、本論の分析においても都道府県レベルの分析において 75 歳以上別居率と老親扶養規範意識に一定の相関関係が確認された（図 2）。そしてさらに、マクロレベルとミクロ（個人）レベル、それぞれのレベルにおける老親扶養規範意識への影響を併せて分析した結果、都道府県単位で地域による違いが見られることが確認された。また、その地域による違いの一部は、75 歳以上別居率によって説明されることが示された。ただし、係数や ICC を見る限り、確認された影響の程度は小さい。個人属性の諸変数が及ぼす影響と比べても、地域レベルの変数の規定力は相対的に小さなものであった。都道府県レベルでの地域特性が個人の規範意識に及ぼす影響は顕著なものではないといえよう。

ただし、本論で確認された 75 歳以上別居率の影響や都道府県別の差異がどの程度のものであるかについては、本論の分析結果だけでは判断しがたい。地域特性が個人の規範意識に及ぼす影響については、まだ十分な知見が蓄積されておらず、本論でもごく一部分を検討したにすぎない。地域の区分を変えた場合にどのような結果が得られるのか、老親扶養規範以外の意識の場合にはどのような結果が得られるのかなどをふまえ比較検討したうえで、相対的に結果を解釈していく必要があると考える。

また、本論では先行研究にならい都道府県単位での家族構造によって調査時点での居住地における地域特性を把握したが、地域の影響を確認するためにはより多様な把握とその

結果の比較考察が必要となるだろう。例えば本論では調査時点の居住地を用いているが、態度決定地の影響も確認する必要があると考えられる。さらに地域区分として本論では都道府県単位を設定したが、市区町村のような自治体単位や学校区のような生活圏域を設定することで地域特性の影響が確認される可能性もある。

本論では子世代と同居する世帯が多い地域に暮らすことで、その地域の人々の老親扶養規範意識が強まるのかについて検討した。分析結果は、傾向としてそうした関連性を支持するものであった。ただしその影響力がどの程度のものであるのかについては、今後の分析の積み重ねを要する。

[文献]

- 細江容子, 1987, 「親の老後に対する大学生の扶養意識」『老年社会科学』9: 96-108.
- 森岡清美, 1993, 『現代家族変動論』ミネルヴァ書房.
- 中西泰子, 2011, 「有配偶女性の就労と妻の親への介護意向：別居子の意識とその規定要因」『老年社会学』32(4): 413-421.
- 直井道子, 1993, 『高齢者と家族』サイエンス社.
- 西岡八郎, 2000, 「日本における成人子と親との関係：成人子と老親の居住関係を中心に」『人口問題研究』56(3): 34-55.
- 才津芳昭, 2001, 「1990年代日本における妻の家族意識—年齢による差異と変化」人口問題研究 57(3): 16-31.
- 清水浩昭, 1992, 『高齢化社会と家族構造の地域性』時潮社.
- , 1996, 「家族構造の地域性—人口変動との関連で」ヨーゼフ・クライナー編『地域性から見た日本』新曜社, 65-91.
- , 2000, 「人口学的にみた高齢期家族の特徴」染谷淑子『老いと家族：変貌する高齢者と家族』ミネルヴァ書房, 13-33.
- 杉岡直人, 1989, 「家族規範パラダイムの再考」『家族社会学研究』1: 43-53.
- 田渕六郎, 2006, 「高齢者扶養と家族責任」武川正吾編『福祉社会の価値意識—社会政策と社会意識の計量分析』東京大学出版会, 113-138.
- 田渕六郎・中里英樹, 2004, 「老親と成人子との居住関係」『現代家族の構造と変容: 全国家族調査[NFRJ98]による計量分析』東京大学出版会, 121-148.
- 鄭淑子・細陽子・保坂久美子ほか, 1988, 「日台大学生の老親扶養意思：東京と台北の調査結果から」『社會老年学』28: 71-81.
- 東條光雅, 1982, 「三世代の女性における老親扶養に対する態度」『社会老年学』15: 29-36.
- 横山由紀子, 2001, 「兄弟姉妹数と親との関係: 夫の親と妻の親との違い」『神戸商科大学研究年報』32: 73-88.

Filial Obligation and Regional Characteristics

The Influence of regional family structure

Yasuko NAKANISHI

Sagami Women's University

The purpose of this report is to examine the influence of regional characteristics on people's filial obligation. Intergenerational coresidence differs among region to region. In previous research, nuclear-family are preferable in the Southern-West Japan and the metropolitan area, while Three-generational cohabitation are preferable in Tohoku, Hokuriku and Chugoku area.(Shimizu 1992). City-size and population size affect that, too.

On the other hand, the filial responsibility is getting influenced by parent-child or siblings emotional relationship or situational propriety(Morioka 1993). And filial obligation is "Gotsugo-syugi" (Naoi 1993), it means that people tend to express filial obligation depending on their own personal situation.

To concern the effects of the regional characteristics, previously it is needed to control the personal attributions. For that reason, this report uses multi-level analysis to distinct the effects of the personal level attributes and the regional level characteristics. In that analysis the percentage of the separation (including nuclear family household and one-person household) aged 75 and over and the percentage of the population aged 75 and over are used as the regional characteristics.

Key words and phrases: filial obligation, family structure, percentage of the separation aged 75 and over, percentage of the population aged 75 and over

